

第50回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 26 年 5 月 26 日 (月) 14:00 ~ 16:10

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 白波瀬 佐和子

(委 員) 黒澤 昌子

(専 門 委 員) 池本 美香、井上 正、宮里 暁美

(審 議 協 力 者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、
神奈川県

(調 査 実 施 者) 文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室：柳澤室長ほか

(審 議 協 力 者) 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・社会保健統計課：稼農社会
統計室長ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：村上室長、廣瀬調査官ほか

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について

5 議事録

白波瀬部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第 50 回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

宮里専門委員は少し遅れておられますが、すぐお着きになる予定です。

私は、統計委員会委員で、この部会の部会長を務めさせていただきます東京大学の白波瀬と申します。よろしく願いいたします。

委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、御出席いただきありがとうございます。今回は、去る平成 26 年 5 月 12 日の第 75 回統計委員会において、総務大臣から諮問された「学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更」について審議を行います。

今回、審議をお願いいたします委員及び専門委員につきましては、お手元の資料 4 - 1 として名簿をお配りしています。名簿の順に一言自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、黒澤委員から順にお願いいたします。

黒澤委員 政策研究大学院大学の黒澤と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

白波瀬部会長 お願いいたします。

次、津谷委員ですけれども、本日急遽、所用により御欠席ということです。

では、次に、池本専門委員、お願いいたします。

池本専門委員 株式会社日本総合研究所の池本と申します。

私は、幼児教育、保育分野ですとか、女性の活躍支援などの政策を研究しておりまして、今回、学校基本調査ということで、このような委員会は初めてなのですけれども、どうぞ

よろしく願いいたします。

白波瀬部会長 よろしく願いいたします。

では、井上専門委員、お願いいたします。

井上専門委員 宝塚医療大学の事務局長の井上です。

どうぞよろしく願いいたします。

白波瀬部会長 お願いいたします。

宮里専門委員は到着され次第お願いしたいと思います。

また、審議協力者として、関係府省、東京都及び神奈川県からも御参加いただいておりますので、座席順に一言自己紹介をお願いいたします。

それでは、財務省からお願いいたします。

藤原財務省大臣官房総合政策課調査統計官 財務省の藤原と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

田邊厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室長 厚生労働省統計情報部の田邊と申します。

よろしく願いします。

○粉川農林水産省統計部統計企画管理官付調査第二係 本日代理で参りました農林水産省の粉川と申します。

よろしく願いいたします。

平野経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 経済産業省調査統計グループの平野と申します。

よろしく願いいたします。

平沢国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐 国土交通省の平沢と申します。

よろしく願いします。

古川東京都人口統計課長 東京都統計部の古川と申します。

よろしく願いいたします。

田辺神奈川県統計センター人口・労働統計課長 神奈川県統計センター田辺と申します。

よろしく願いします。

白波瀬部会長

続いて、事務局、調査実施者、審議協力者の順で厚生労働省からも自己紹介をお願いしたいと思います。

事務局からよろしく願いいたします。

村上室長 統計委員会担当室、村上です。

どうぞよろしく願いいたします。

廣瀬調査官 統計委員会担当室調査官の廣瀬です。

よろしく願いいたします。

山田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 同じく事務局をしております、

総務省政策統括官室の統計審査官の山田です。

よろしく願い申し上げます。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 同じく総務省政策統括官室の金子と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 総務省政策統括官室の宮内と申します。

よろしく願いします。

田村総務省政策統括官(統計基準担当)付主査 総務省政策統括官室の田村と申します。

よろしく願いします。

白波瀬部会長 では、調査実施者からよろしく願いいたします。

柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 今日は審査でお世話になります。文部科学省の調査統計企画室長の柳澤です。

どうぞよろしく願いいたします。

出澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室教育分析官 同じく、文部科学書の教育分析官、出澤と申します。

お願いいたします。

山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 同じく文部科学省幼児教育課の山末と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

筒井文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長補佐 同じく文部科学省調査統計企画室の筒井と申します。

よろしく願いします。

白波瀬部会長

では、審議協力者の厚生労働省から。

稼農厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課社会統計室長 厚生労働省統計情報部社会統計室長の稼農と申します。

よろしく願いいたします。

小貫厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課社会統計室長補佐 同じく厚生労働省統計情報部社会統計室、小貫と申します。

よろしく願いいたします。

田野厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長補佐 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課の田野と申します。

よろしく願いいたします。

白波瀬部会長

どうもありがとうございました。

それから、部会長不在時に、部会長の職務を代行する部会長代理には、従来から津谷委員にお願いしておりますので御承知おきください。

本日は部会長代理は急遽欠席です。

では、最初に、部会審議の方法について、皆様の御了解を得ておきたいと思います。

統計法では、基幹統計調査の計画を承認する際の基準が定められております。

総務省統計審査官室が、その基準に則して事前審査した結果が、資料3-1の「審査メモ」として、本部会に示されています。

部会の審議は、基本的にこの審査メモに沿って行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

今、宮里専門委員が到着されましたので、簡単に自己紹介をよろしく願いいたします。

宮里専門委員 重要な会議ですのに、遅くなりまして、大変申しわけありませんでした。

十文字学園幼児教育学科の教授をしております宮里暁美と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

白波瀬部会長

ありがとうございました。

では、審議に入る前に、本日の配布資料や今後の審議スケジュールについて、事務局に説明をお願いいたします。

宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、議事次第を御覧ください。

本日の配布資料は、資料1から資料4になっております。

資料3は、3-1から3-5、資料4は4-1、4-2と分かれておりますので、御確認をお願いいたします。

何か過不足等ございましたら、事務局までお申し出ください。

よろしいでしょうか。

それでは、審議のスケジュールについて、説明いたします。一番後ろについております資料4-2を御覧いただきたいと思います。

今回の学校基本調査に係る審議ですが、さきの5月12日の統計委員会で諮問をいただきました。答申は、7月14日の統計委員会でいただくことを一応予定しております。

審査に当たっては、先ほど部会長から御説明がありましたとおり、資料3-1の審査メモにおけます審査結果や論点について、事務局から説明をいたしまして、その後、資料3-2等におきまして、文部科学省から説明をしていただくことにしております。

その後、それを踏まえまして、皆様方に御審議いただきたいと考えております。

審議の予定ですが、資料4-2の裏側のページを見ていただきたいのですが、本日、1回目は学校基本調査において新設される調査票であります「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」の調査事項及び幼保連携型認定こども園の対象とする他の統計調査との関係について、御審議いただくことを予定しております。

第2回の6月9日の部会ですが、既存の調査票における調査事項の変更、あと平成24年調査の際に統計審査官室におきまして承認したところでありますが、その際に付した「今後の課題」への対応状況についてと、あと基幹統計の指定の変更、これは名称の変更ですが、これについて御審議をいただきたいと思っております。

この2回の部会によって、審査メモについての審議をおおむね終了したいと考えております。

今回の資料1の中に、委員、専門委員の方には、黄色い付箋を張らせていただいた別紙3という集計表の変更一覧というものが、資料としてありますが、その資料につきまして、その適否について御検討いただき、御意見のある場合には、その内容を次回の部会までに事務局まであらかじめ御連絡いただきたいと考えております。

お寄せいただいた御意見を次回の部会のときに議論したいと考えております。

この点については、また今回の部会の最後に御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

6月27日に予定しております第3回目の部会におきましては、答申案についての取りまとめを行いたいと考えております。

万一、3回で終了しなかった場合には、大変恐縮ですが、予備日として置いてあります7月4日に4回目の部会を開催することを考えておりますので、御了承ください。

以上の部会審議を経たのち、7月14日に開催の統計委員会に答申案をお諮りいただき、答申をいただくことを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

スケジュールについては、以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、総務省統計審査官室から、学校基本調査についての諮問の概要について御説明していただき、引き続き、調査実施者である文部科学省から補足説明をお願いいたします。

では、諮問の概要について、総務省の金子調査官に説明をお願いいたします。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、お手元の資料に基づきまして、今回、諮問がありました学校基本調査につきまして、調査の概要、諮問事項及び審議の留意事項につきまして、簡潔に説明いたします。

初めに、調査の概要について説明いたしたく、お手元の資料2を御覧いただければと思います。この資料を何枚かめくっていただきますと、6ページのところに「学校基本調査の概要（現行）」という資料があるかと思っております。

まず、学校基本調査につきましては、文部科学省が実施しております基幹統計調査でありまして、その目的は、一番上の「調査の目的」のところに記載しておりますとおり、学校教育行政に必要な学校に関する基本的な事項、括弧内に書いてありますような学校数とか、在学者数等々、このようなものにつきまして、明らかにするというところであります。

具体的にはその下に記載してありますけれども、昭和23年以来、毎年実施しているもの

です。その対象は、学校教育法に規定する全ての学校等、全体で約 5 万 6,700 ですが、これらと全ての市町村教育委員会、約 1,700 となります。

これら全数を対象といたしまして、施設の種類、また調査の内容等別に作成しております 28 種類の調査票を用いまして、学校数、学級数、児童・生徒の数、教職員数等々につきまして、都道府県、市区町村を經由した郵送またはオンライン調査で実施しております。

調査結果につきましては、一番下の「利活用状況」のところに記載がありますとおり、例えば、学級編制や教職員定数の設定など、全国的な基準の設定・見直しのための基礎資料、あるいは中央教育審議会の資料、更には地方交付税の算定基礎等々、非常に幅広く活用されているものであります。

次に、今回の諮問事項についてであります。大別いたしますと、調査計画の内容の変更、それから、基幹統計の名称の変更の 2 つであります。

最初に、調査計画の内容の変更ということで、資料の 7 頁を御覧いただければと思います。

枠書きが 2 つありますけれども、上段の枠書きには「近年の重要課題」ということで、今回の変更の背景について。また、下段の枠書きには「平成 27 年学校基本調査の主な見直しのポイント」ということで、上段の枠書きに対応したような形で、今回、主にどのような変更を予定しているのかということについて整理しております。

主な変更について説明いたしますと、まず、1 つ目で上段の枠書きに、近年の社会情勢の変化の 1 つということに記載しております保育施設の不足による待機児童の増加。こうしたことを背景といたしまして、平成 27 年 4 月に、新たな幼保連携型認定こども園が創設される予定であります。

これに対応いたしまして、その新たなこども園の教職員数とか在園者数とか、そういった実態を把握するために、下段の枠書きの「調査票の新設」というところに記載しておりますとおり、学校調査票の 1 つとして、学校調査票（幼保連携型認定こども園）というものを新設することが計画されております。この新たに創設される幼保連携型認定こども園について、若干御説明したいと思いますが、資料の最後の 11 頁を御覧いただければと思います。

「新たな幼保連携型認定こども園の概要」という資料であります。

実は、この幼保連携型認定こども園というものの自体につきましては、現在も、幼稚園と保育所が連携をして、教育及び保育を提供する施設として存在しているものであります。

しかしながら、現在のこども園は、この真ん中より下の図に記載してありますけれども、幼稚園の部分は学校教育法に基づく認可、また保育所の部分は、児童福祉法に基づく認可ということで、指導監督や財政支援措置も別である。いわゆる縦割りになっている状況であります。

これに対して、来年出来る新しい幼保連携型認定こども園は、この図で言うと右側の方になるのですけれども、従来、幼稚園が提供していた教育と保育所が提供をしていた保育

を一体的に提供する単一の施設ということで、その根拠となる法律も「背景」のところに記載しておりますけれども、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律という1つの法律に基づくものになりまして、指導監督や財政支援措置も一本化されるということとなっております。

こうした形で、新たに創設される幼保連携型認定こども園について、その実態を把握するというので、先ほど申し上げたとおり、新しい調査票として「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」を新設するというのであります。

恐縮ですけれども、また7頁にお戻りいただければと思います。

次に、2つ目の変更ですが、上段の枠書きでいきますと、実は昨年6月に閣議決定されました日本再興戦略の中で、社会人教育の推進あるいは外国人留学生の受け入れ促進といった課題が掲げられております。

こうした課題の検討に資する情報を得ることが必要となってきましたので、これに対応いたしまして、下段の枠書きの調査事項の変更の1つ目のポツに記載しておりますと、「学部学生内訳票」という調査票におきまして、大学学部等への社会人学生及び外国人留学生の入学状況を把握することを目的といたしまして「年齢別入学者数」あるいは「留学生の入学者数」といった調査事項を追加することが計画されております。

それから、続きまして3つ目の変更ですけれども、これは上段の枠書きの記載でいきますと、非正規雇用の増加という問題があります。

このような問題を踏まえまして、若年者雇用の推進方策を検討するために必要な情報を得ることが求められているということで、下段の枠書きでこれに対応した形で調査事項の変更の2つ目のポツに記載しておりますと、「卒業後の状況調査票」という調査票におきまして、高等学校等の卒業生の就業形態をより詳細に把握するために、これまであった「就職者」数という調査事項を「正規の職員・従業員、自営業主等」と「正規の職員等でない者」、いわゆる正規、非正規別に細分化することが計画されております。

それから、調査事項の変更といたしましては、これらのほかに、調査事項の変更の3つ目のポツ以降に記載してありますけれども、例えば、障害者支援施設等の入所者の就労状況や地方公共団体から国立大学法人への寄付金の支出状況等々、幾つかの調査事項の変更も計画されているところであります。

それから、次に、基幹統計の名称の変更であります。

お手元の資料2の4頁を御覧いただきますと、中段より少し下に(2)として「学校基本調査（基幹統計）の指定の変更（名称変更）」というものがあろうかと思えます。

「学校基本調査」につきましては、現在、基幹統計調査の名称と基幹統計の名称が同一になっていることから、統計の名称を学校基本調査から適切な名称、例えば、学校基本統計といった名称に変更することが計画されております。

これは、統計法上の考え方によりまして、統計を作るための統計調査とその結果である統計は別なものという形で取り扱うべきという考え方に基づいているものであります。

こちらにつきましても、御審議をお願いしたいと考えております。

それから、御審議に当たっての留意事項についてであります。

この4頁のその下に「3 特記事項」というような形で(1)、それから5頁に(2)と2つの事項の記載があろうかと思えます。

こちらについての御審議もお願ひしたいと考えております。

まず1つ目、特記事項の(1)の記載についてであります。

これは学校基本調査につきましては、平成24年調査の実施の際の調査計画の変更。このときは、私ども総務省統計審査官室限りで軽微変更で処理したものでありますけれども、この変更に係る承認の際に、先ほども少し触れましたとおり、近年の非正規雇用者の増加といった状況を踏まえまして、中学校、中等教育学校及び高等学校の卒業生の就業形態を正規、非正規別に把握することを今後の課題として付しております。

これにつきまして、文部科学省で検討を行った結果、先ほど調査事項の変更のところでも少し触れましたとおり、今回の調査計画の変更におきまして、中等教育学校及び高等学校の卒業生については就職者数を正規、非正規別に把握できるように変更することとしております。

一方、中学校の卒業生につきましては、その大部分が高等学校に進学し、就職する者は極めて少数であるといったことから就職者数の正規、非正規別の把握は行わないということとしております。

こうした対応でよろしいかどうかということについて、御審議をいただきたいと考えております。それから、2つ目は、5頁であります。

(2)の「新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係」という部分であります。

平成27年4月に創設が見込まれております新たな幼保連携型認定こども園は、先ほど御説明いたしましたとおり、教育と保育を一体として提供する施設ということで、法的に学校であると同時に、児童福祉施設という性格も有しているということで、こうした児童福祉施設等も含めて、社会福祉施設につきましては、厚生労働省が従来から年1回社会福祉施設等調査ということで、これは一般統計調査ですけれども、統計調査を実施しております。こちらにも調査対象にもなるということでもあります。

このため、学校基本調査と社会福祉施設等調査では、調査の目的あるいは調査期日、この学校基本調査の場合は、毎年5月1日時点、一方、社会福祉施設等調査が毎年10月1日時点ということで、調査期日も異なるものの、報告者が両調査に回答する際の負担軽減ということにつきまして、文部科学省と厚生労働省の連携によって、軽減方策を検討する必要があるのではないかといった点についても御審議をいただければと考えているところであります。

私からの説明は以上であります。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

本調査は、学校教育行政に資する基本的なデータということなのですが、学校そ

のものの位置づけが労働市場とかなり連動した形の位置づけになっており、データとしてもますますそのニーズは高まっておりますので、見直しにおきましては、その社会状況の変化をいかに適切に考慮をして見直すかというのが、これからの議論になってくるのではないかと思います。

では、詳細な議論につきましては、基本的に個別事項の審議の中で行いたいと思いますが、総論的な話で、特にここで発言をしておきたいという方がいらっしゃいましたら、どうぞ御発言ください。

いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、適宜、各論の段階で御遠慮なく御意見等がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。

それでは、これから、学校基本調査の調査計画の変更内容について審議を行います。

審査メモにおいて、審査事項の変更については、ほかの調査票においても同様の変更が行われる場合には、審議を効率的に行うため、該当する審査メモの新旧対照表において、【同様の変更】として記載しておりますので、これにより、当該変更内容に係る審議も同時に行ったものとしたしたいと思いますので、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

限られた時間で効率的に御議論をしていただくため、審議の進め方としては、審査メモの論点に沿って、ある程度、変更事項ごとにまとめて御説明をいただき、その後、審査をいたします。

それでは、審査メモの2ページ「1 調査対象の範囲の変更」から7ページ、(4)の「7 教員数」までについて、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、説明をいたします。

審査メモの2ページを御覧いただければと思います。

まず「調査対象の範囲の変更」というようなことで、今回、調査対象に幼保連携型認定こども園を追加するということとなります。

これは、いわゆる「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正法、以後「認定こども園法一部改正法」と言わせていただきますが、これによりまして、早ければ、平成27年4月からこの改正法が施行されることによりまして、新たな幼保連携型認定こども園が創設されることになるわけとなります。

この新しいこども園、新幼保こども園と言わせていただきますが、この新幼保こども園は、教育基本法に規定する、法律の定める学校の1つに位置づけられるといったことから、今回、この学校基本調査の調査対象に追加するものでありまして、おおむね適当と判断しているものでありますけれども、ただ、1点、確認することが必要ではないかと考えております。

具体的には、「(確認事項)」というところに記載してありますとおり、その認定こども園法一部改正法が平成27年4月から施行されることが確実なのかどうかということ

あります。

それから、次は、2ページ一番下「調査票（学校調査票（幼保連携型認定こども園）」の新設」に関する部分であります。

新幼保こども園につきましては、他の学校種と同様、学校教育行政に必要な基本的な事項を把握することが必要であるということで、従来の既存の「学校調査票（幼稚園）」をベースといたしまして、新たな調査票として「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」を新設することとしております。

この新しい調査票の調査事項につきまして、順に説明をしたいと思います。

まず、審査メモの3ページを御覧いただければと思います。

まず、最初に（1）「3 設置者別」についてであります。

こども園票につきましては、設置者の種別及び設置者における公私連携法人の指定の有無を把握する設問を設けることとしております。

このうち、設置者についてであります。その選択肢につきまして、設定の考え方を若干説明いたしますと、まず「（審査結果）」の ですけども、新幼保こども園は、一部改正法の規定によりまして、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人が設置することができることとされておりますので、これらの主体に相当する選択肢を設定するということでもあります。

それから の部分ですけども、一部改正法の規定によりまして、新幼保こども園の設置主体として認められているもの、今、申し上げた部分ですけども、これらのもの以外のものであっても、施行日前日において、現に存する幼稚園を設置している者であって、一定の要件を満たすものについては、当分の間、当該幼稚園を廃止して、新幼保こども園を設置することができるという特例があります。この特例によりまして、設置主体に想定されるものの選択肢を設定するということでもあります。

具体的には、3頁一番下を書いてあるような「25 組合立」「32 財団法人立」から「36 個人立」というところまで、このような選択肢を設定するということでもあります。

それから、4頁を御覧いただければと思いますが、先ほど触れました公私連携法人の指定の有無という部分についてですが、そもそも公私連携法人というのは何かと申しますと、新幼保こども園を設置する場合に、現在、公設民営方式により運営されている公立保育所、このようなところから、こども園に移行するというケースが考えられるわけですけども、こども園は法的に学校という性格を有するものであって、公立学校の管理運営を包括的に民間に委託することは現行法制上認められておりません。

したがって、こうしたケースへの対応ということで、市町村長が一定の要件を満たす法人を指定しまして、この法人に土地・建物の譲渡・貸付により支援しつつ、新幼保こども園を運営させるという特例措置があります。

この市町村が指定する法人を公私連携法人と言います。こうしたことで、新幼保こども園につきまして、この特例措置によって、設置されたものが、それとも、それ以外のもの

かを区別するために、その設置主体が公私連携法人の指定を受けているか否かを把握するための設問を設定するということであります。

こうした調査事項あるいは選択肢の設定といったものについては、設置主体の種類別にこども園の職員体制あるいは運営状況といったことを分析する上で必要なものであろうということで、私どもとしては適当と判断をしております。

それから、次に、審査メモの5頁を御覧いただければと思います。

(2)「4 本園分園別」についてであります。

こども園票には、こども園が本園か分園かを把握するための設問を設けることとしております。これは新幼保こども園の前身が幼稚園の場合、本園と分園が設置されて、それぞれの職員体制や園児数などが同程度となっているとのことで、別個に調査することが適当なケースが多いことを踏まえまして、両者を区別するために設けることとしているものであります。

これにつきましても、本園と分園別の人的体制等の相違等を分析する上で有用なものであるということで、私どもとしては適当と考えているところであります。

それから、その下の(3)「5 認可定員」及び「6 利用定員」についてであります。

こども園票には、認可定員及び利用者区分別の利用定員を把握するための設問を設けることとしております。

このうち、認可定員とは、一部改正法に基づきまして、都道府県知事が新幼保こども園の認可を行うに当たりまして、教員の配置数及び設備の状況を踏まえて、こども園の利用が可能な園児数を認可定員として認定するものであります。

また、利用定員とは、新幼保こども園が所在する市町村がこども園に対し、財政支援措置として、施設型給付費という経費を支給するに当たりましては、子どもの区分別に設定することとされており、この支給対象となる園児数です。

この子どもの区分とは何かと申しますと、6ページの少し小さい字なのですが、「(注)2」を御覧いただければと思いますが、この新幼保こども園を利用する園児は、子ども・子育て支援法という法律の規定に基づきまして、3種類の区分が設定されています。

まず、1つ目が の満3歳以上の小学校就学前の子どもで保育を必要としないもの。これは「1号認定」と呼ばれているものです。

それから、2つ目が の満3歳以上の小学校就学前の子どもで保育を必要とするもの。これが「2号認定」。

それから、3つ目が の満3歳未満の小学校就学前の子どもで保育を必要とするもの。これが「3号認定」と言われているものです。

このような形で、施設型給付費を支給するに当たっては、この子どもの区分別に設定しなければいけないとなっている支給対象園児数、これを利用定員と言っております。

この認可定員及び利用定員のうち、まず認可定員につきましては、新幼保こども園のいわゆるキャパシティを把握することが目的であります。

また、その利用定員につきましては、その認可定員の中で、実際に利用している園児数を把握するために設けることとしているものです。

これらにつきましては、就学前教育、あるいは保育に係るサービスの受給状況の実態把握、分析といった上で、有用なものと認められるので、おおむね適当と考えておりますが、ただ若干さらなる検討が必要ではないかと考えている部分もあります。

それが何かと言いますと、6頁の上の「(論点)」というところに記載している部分でありまして、認可定員につきましては、新幼保こども園全体の数という形になってますけれども、その就学前保育に係るサービスの受給状況の実態把握、分析といった点からすると、認可定員についても利用定員と同様、園児の区分別の把握が必要なのではなからうか、いわゆる子どもの区分によって必要な人的体制とかが異なることになると、キャパシティも異なってくるのではないかということでありまして。

それから、続きまして、7頁、(4)「7 教員数」、こちらについて御覧いただければと思います。

こども園票につきましては、教員の種類別に本務、兼務別、男女別の教員数を把握する設問を設けることとしております。

この職種の区分の設定の考え方について、若干説明いたしますと、7頁の下のところですが、まず として「園長」及び「保育教諭」、これは一部改正法の規定によりまして、新幼保こども園の必置職員とされておりますので、これは当然職種区分として設定をするということです。

それから、の「副園長」「教頭」以下、幾つかの職種がありますが、これらの職種につきましては、一部改正法の規定において、新幼保こども園に置くことができる職員ということで、法律に明記されておりますので、職種区分として設定をするということです。

それから、審査メモで行きますと8頁を御覧いただければと思いますが、 として「講師」「その他の教員(教諭等)」及び「教育・保育補助員」につきましては、従来、多くの幼稚園等で配置されている教員でありまして、一部改正法の規定により新幼保こども園に置くことができる「その他の必要な職員」に該当するであろうと認められるので、職種区分として設定するということです。

こうした調査事項及び職種区分の設定については、こども園における人的体制の実態把握、分析の上で有用なものと認められるものの、さらなる検討が必要ではないかと考えております。

それがその下の「(論点)」に記載しているところでありまして、調査対象とする教員は、基本的に常勤教員であると聞き及んでおりますが、ただ、特に保育の提供時間は、近年の保育施設の不足等の状況を踏まえますと、長時間になる可能性があるということで、常勤の保育担当教員のみでは対応できずに、短時間勤務の保育担当教員、例えば4時間とか、そういった形だと思っておりますが、そういった方を雇用して対応するケースも生じるのではないかということ踏まえますと、少なくとも保育担当教員については、非常勤教員の

把握も必要ではないかということです。

私からの説明は以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 よろしくをお願いいたします。

文部科学省からの資料が資料3-2に入ってます。各審査メモの中で論点あるいは確認事項として書かれている項目についてのみ、文部科学省としてはこのように考えておりますということに記載しておりますので、それに沿いまして、説明をさせていただきたいと思っております。

まずは1番の「調査対象の範囲の変更」についてですけれども、少し上のほうの部分は法令との兼ね合いなのであえて申し上げませんが、要するにこの話というのは、消費税の引き上げの話とリンクしています。

それはまだ時期が確定していないこともありますので、一方で、我々としては一番最後の段落にありますように、これまで想定する最も早い本法の施行日である平成27年4月に施行する方針のもと、自治体や事業者など、関係者とともに準備を進めているという状況でありまして、施行日が平成27年5月以降にずれていくということは、想定していないという状況です。

それから、2つ目ですけれども、審査メモでは、5ページで御指摘をいただいた部分ですが、「5 認可定員」及び「6 利用定員」のところですが、

これにつきましては、そもそも認可定員とは、当該施設の収容可能定員がどのくらいであるかを把握するためのものです。

現行の幼稚園の調査票においても、同様に幼保連携型認定こども園の票におきましても、園児を区分しないで把握することにしておりまして、要は調査でのみあえて新しくそういうものを特出しして把握する必要性は少ないと考えております。

利用定員がしっかり区分がありますので、それで足りているという趣旨です。

それから、その次、審査メモの7頁にありました「7 教員数」の部分です。

これにつきましては、短時間勤務の保育担当教員を雇用して対応するケースがあるのではないかということで、保育担当教員、保育教諭等について、非常勤教員の把握が必要ではないかという御指摘ですが、今、我々で考えておりますのが、短時間勤務または非常勤の教員につきましては「講師」という発令がなされるのが一般です。

そうなりますと、今、検討しております調査項目の「7 教員数」という中の「兼務者」がありまして、その中に「講師」という欄があります。そちらで把握をすることができまので、それでカバーが大分可能ではないかと考えております。

今の文部科学省の回答の中で書いてあります、後段は、次の項目に係ってくる話ではありませんけれども「また」以下のところですが、本務者以外あるいは常勤教員以外の短時間勤務の保育士という方がおられる、そういう方は、教員ではないとの整理で、8番の職員

数のほうの兼務者という扱いになると考えておりますけれども、ここにつきまして、つまり職員のほうの短時間勤務の方というのは、従来も幼稚園以上の小中高等の学校種の調査票におきましても、詳細を把握しておりませんので、あえてこの調査票でのみ区分を作るという必要性は少ないのではないかと考えております。

とりあえずここまでは以上です。

白波瀬部長 ありがとうございます。

それでは、審査メモ2ページの「1 調査対象の範囲の変更」についてです。

この点については、基本的に確認ということによろしいかとは思っておりますけれども、特にこれについて御意見等ある方、いらっしゃいましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

これを質問してもなかなか次に進みませんので。

一応、確認をさせていただいたということで進めたいと思います。

次に、審査メモの3ページの(1)「3 設置者別」について、御意見、御質問のある方は御発言ください。

いかがでしょうか。

よろしいですか。

若干、私から1つ確認をさせていただきたいと思います。

基本的に、本当に縦割りだったものが今度は1本化されるということで、どちらの基準で統計をとるかということだと思っております。

基本的に、学校基本調査という枠組みの中に入れ込むということですので、これまでの継続性等を考えますと、基本的に伝統的な学校基本調査のカテゴリーの中に入れるというか、さらに新しくというよりも、入れるという観点からの御回答ではあったかと思うのですけれども、次のもの、こちらとも関連するのですけれども、せっかく一本化されたので、内容についても、さらなる詳細な情報を得る必要があるかもしれないとも思うのですけれども、そのあたりについては、何かお考えありますでしょうか。

山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 従来から学校基本調査において、かなり長く、基本的事項をとってきております。その中で幼児教育につきましては、幼稚園について長らくとってまいりましたが、その中で、新しい学校種が増えるということで、我々としましても、まずは、両者の比較分析ができることを基本に項目を検討してまいりました。そういう意味では、新たな調査票における調査項目は、従来の幼稚園における調査項目との整合をまず優先しております。

今までと違う、学校であり、かつ児童福祉施設でもある施設ということで、そこはやはり新たな施設に固有の項目について、必要な項目はとっていく必要があるということで、例えば、利用定員のところは、それぞれの定員ごとの状況と、実際の教員、職員の配置状況などを分析していこうと考えておりますが、その一方、報告者側の負担も踏まえまして、どこまで固有の項目をとるべきか考えながら、必要最小限の項目となるよう検討してまい

りましたので、また、いろいろ御意見をお伺いしながら、できるところは検討していきたいと思っております。

白波瀬部会長 認可定員については、基本的にこのままで、利用定員については、細かくとっていくという御回答だったと思います。

よろしいですか。

宮里専門委員、どうぞ。

宮里専門委員 このとおりかなとは思いますが、現場にいる者、私、今、大学におりますが、この3月まで幼稚園の現場にいた者として、やはりこの法が大きく変わり、制度が変わっていく中で、1号、2号、3号と子どもに号がついていること自体がすごいのですが、こういう分類の中で、どのような方がその園の中にいるのかということが、こども園というものの内容を考える上で、大変大きな意味を持っていると思ひまして、それが先ほどの御説明で、利用定員のほうで抑えられているので、区別する、本調査で把握する必要性は低いと言われた説明がもう一つよくわからなかったといひますか、認可定員を受けながらも、実際の利用定員との差ですとか、そういうものが見えるのではないかと思うのですが、また回答をする側としましても、認可定員はもう出ているわけなので、負担は何もないのではないかと思ったりするのですが、このような意見でよろしいでしょうか。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

どうぞ、黒澤委員。

黒澤委員 追加でよろしいですか。

白波瀬部会長 お願いします。

黒澤委員

まさにそれを私も思ひまして、保育園のほうで、現状の待機児童といひますか、そういった問題を女性の就労とか、その関連で議論するときには、やはりその定員というキャパシティーと利用の実態の乖離というものが実際のところ地域ですごく差があるのですね。

ニーズがあるところほど、定員よりも利用が上回っているところがあるのですけれども、実はそうではなくて、資源が余っているところもあって、そういったことといひるのは、やはり保育資源の効率的な配分といひものを政策的に議論する上でも非常に大事なデータになると思ひますので、そのあたりはぜひ御配慮いただければと思ひます。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

基本的なところで、多分、利用と定員といひところなのですけれども、少し御検討。ありますか。

山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 説明が十分ではなくて申しわけないのですが、利用定員と利用の実績数とは別でして、実績数は当然とりますが、実績に対応する定員が利用定員であって、認可と市町村の確認といひ手続きは異なるものなので、利用定員が今まで一般的に言う定員に当たるものだといひ意味で申し上げたのですけれども

も、またその辺も踏まえて検討させていただきたいと思います。

白波瀬部長 少しそこは分かりにくいかもしれないですね。

ありがとうございます。

では、次に移らせていただきたいと思いますけれども、ここまではよろしいでしょうか。

では、審査メモ7頁の「7 教員数」についてですけれども、御意見とか御質問がある方は、御発言をお願いいたします。

宮里専門委員。

宮里専門委員 こちらのメモにあります、本務者以外の短時間勤務の保育士は職員。この部分でよろしかったですか。

白波瀬部長 はい。そこです。

宮里専門委員 教員と職員の分けの中で、短時間勤務の保育士は職員ということは、保育と教育を分けているという意味でしょうか。

少しこのあたりも分かりにくいと思うので。質問です。

白波瀬部長 少し追加の御説明をお願いいたします。

山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 幼保連携型認定こども園の場合は、おっしゃるとおり、教育と保育を一体的に提供していくということなのですが、そのためには、新しい職として保育教諭という職を設けまして、これは幼稚園教諭の免許と保育士資格の両方を持っている方に担当していただく職になります。そういうことで、保育教諭というのは、教員にカウントしておりますけれども、当面、5年間は経過措置により、いずれかの免許又は資格を持っていれば、保育教諭として発令が可能となります。保育教諭となる人材がすぐに十分確保できないおそれもありますので、そういう経過措置を設けておりますけれども、経過措置終了後は、基本的に幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持っている方のみが保育教諭になることができます。

ただ、認定こども園全体の中にはさまざまな仕事がございますし、地域における子育て支援の拠点としての活動もありますので、保育士のみの資格を持っておられる方で、そういう活動をされる方は、職員としてカウントすることを考えています。

白波瀬部長 いかがですか。

池本専門委員、何かありますか。

池本専門委員 今のところは私もよくわからなくて、今、おっしゃったのは、地域の子育て支援をやっている保育士については職員ということで、そうなると延長保育とかをやっている、その部分を補う保育士についても職員になってしまうのか。本当に細かなことなのですか。

山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 それは確かに保育教諭でありながら、地域の子育て支援ですとか、預かり保育を担当されることが当然あると思いますけれども、そういう場合はやはり、保育教諭としてカウントするのだと思います。ただ実際、教育、保育に直接従事するわけではないけれども、職員としてそういう活動に係る方というのは、

常勤ではそれほど多く想定されないのかもしれませんが、地域、施設によってゼロではないと思いますので、そういう方は保育士の資格を持っていらっしゃるれば、保育士として発令されるという可能性もありますので、職員としてカウントする方が妥当なのかなということで保育士の欄を設けています。なかなかそこは切り分けが難しいところはあると思います。

宮里専門委員 今回の保育現場であると、何かそこを職員と区別するという感覚が少しどうなのかなというのが思ったところなのです。

白波瀬部会長 少しカテゴリーが複雑というか、どうも分かりにくいので、少し説明を、どういう形、対照表ですね。どういうカテゴリーがどれに当たるのか、あとこちらの指摘は短時間勤務という、もう一つの重要な変数がありまして、これについては、もう少し直接的に分かるような質問項目なりを追加することは可能かどうかという質問だったと思うのですけれども、どこの中に入っていかというのもあるのですけれども、実際に短時間勤務がどれほど増えているのか、下がっているのかとか、中のスタッフの構成において、経過措置以降もそういう問題についてはこれからますます重要になってくるのではないかなと思うので、少しそのあたりを整理して資料を出していただけますか。

山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 分かりました。

たしかに学校の世界は教員と職員という世界でしたけれども、今後は、もう一つカテゴリーがあるのではないかなという御指摘であれば、その点も検討していきたいと思います。

白波瀬部会長 井上専門委員何かないですか。

では、何かありますか。

柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 今、御指摘いただいたような比較表ですけれども、その手のものは、次回には御提出するというところでよろしいでしょうか。

白波瀬部会長 よろしいです。よろしく願いいたします。

では、審査メモの9頁の(5)「8 職員数」から11頁(6)「9 休職等教員数」及び「10 産休代替等教職員数」までについて、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、説明いたします。

審査メモの9頁を、まず、御覧いただければと思います。

(5)「8 職員数」についてです。

こども園票には、職員の職種別、男女別の職員数を把握する設問を設けることとしております。この中の職種区分の設定の考え方でありまして、9頁の中ほどにありますとおり、まず「事務職員」。これは一部改正法の規定によりまして、新幼保こども園に置くことができる職員と明記されておりますので、これは職種区分として設定をする。

それから、「養護職員(看護師等)」及び「その他の職員(用務員・警備員等)」は、従来、多くの幼稚園等で配置されている職員ということで、一部改正法の規定により、

こども園に置くことができる「その他必要な職員」に該当するものであろうということで、職種区分として設定をする。

それから、として、保育士の登録を受けているものの、子育て支援事業、いわゆる育児相談とかそういったものですが、そういった教育・保育以外のサービスを担当している保育教諭等が発令されていない者が出てくる可能性がある。こうした保育士につきましても、一部改正法の規定により、こども園に置くことができる「その他必要な職員」に該当するであろうということで、職種区分として設定をする。

「調理員」ということで、こども園の認可基準では自園調理、すなわちこども園で調理をする場合には、調理員が必置職員となっているので、その調理員を職種区分として設定をする。こうしたことであります。

こうした調査事項及び職種区分の設定については、こども園における人的体制の実態把握・分析の上で有用と考えられるものの、若干さらなる検討が必要ではないかと考えているところです。

それが、次の論点の 1 でありますが、まず 1 というところで、調査対象とする職員は、常勤職員のみと聞き及んでおりますけれども、例えば、人材の確保が困難で、非常勤職員を雇用して対応しているケースも考えられるのではないかと考えています。

そうしたことを考えると、全体的なマンパワーの把握という観点から、非常勤職員の把握が必要ではないかということがまず 1 点目です。

それから 2 点目は、教育・保育以外のサービスを担当している職員を保育士という資格区分で把握しているわけですが、そういった形は適当か。例えば報告者が調査票の記載に当たって、保育サービスを担当している保育教諭等との間で紛れは生じないかというところが論点としてあろうかと思っております。

次は、論点メモの 11 頁を御覧いただければと思います。

(6) というところで「9 休職等教員数」及び「10 産休代替等教員数」についてです。

こども園票では、まず「休職等教員数」では、職種別、休職理由別の教員数。また、産休代替等教員数では、育児休業別、職種別の教員数を把握する設問を設けることとしております。

これらの設問は、休職している職員とか、産休の代替教員等の人数を把握して、より正確なマンパワー等を把握することを目的として設けられているもので、これはこども園の人的体制の実態把握等の上で有用であらうと考えられますけれども、これも若干のさらなる検討が必要ではないかということで、11 頁の下の論点 10 ~ 11 というところで、書かせていただいております。

まず、具体には、論点の 10 の休職理由の区分で「職務上の負傷疾病」、「結核」といった区分を設けている理由は何なのだろうか。また、こうしたものについての調査結果の活用はどのようになされるのかということが 1 点目です。

それから、2点目は、これは小中学校の教員のケースですけれども、最近、うつ病にかかれるような方もおられるので、そういったことを踏まえて、休職理由の区分として「精神疾病」等を設ける必要はないということが2点目です。

3点目は、審査メモ12頁にいていただきまして、休職等教員数の区分として、育児休業という区分がありますけれども「介護休業」という区分は必要がないのかどうかということ。

また、産休等の関係で「産休」という区分は必要ないのかということ。

は「産休代替等教職員数」の区分、こちら産休代替と育児休業はありますけれども、介護休業は必要ないのか、こういったことについて若干検討が必要ではないかと考えているところです。

以上であります。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 それでは、資料3-2で説明いたします。

その中の2頁の中段以降ですが、「職員数」のところですが、これは少し先ほどの話とかかわってくるのかと思いますけれども、いわゆる教員でない事務職員等につきましては、ほかの学校種の調査票と同様に、本務者あるいは常勤職員のみを把握するというのが従来やってきているやり方です。

非常勤職員につきましては、常勤職員と比べますと国の我々の方での調査結果の活用機会が少ないということがあり、今までは少なくとも他の学校種においては、そのような内訳までやっていなかったというものが実態でありまして、それに合わせてまいりたいというのが一番です。

それから、番ですが、この調査票での記入に当たりましては、発令された職名に区分して記入をすることにしておりますので、保育教諭の発令を受けた者につきましては、「7教員数」の中の保育教諭というところ、それから保育教諭ではなく、教諭の発令を受けた者であれば、同じ教員の中の「その他の教員（教諭等）」というところに入ります。

それから「保育士」のみの発令を受けている方、これにつきましては「8職員数」の「保育士」に計上すると整理をすることにしておりますので、報告者において紛れることはないかと思っております。

また、調査において付随します調査の手引きがありまして、これにつきましては、記載者が参照して、なるべく分かりやすく参照できるような資料を毎年つくっておりますが、その中で、記述を充実させるという対応をしたいと思っております。

それから、次の「9休職等教員数」あるいは「10産休代替等教職員数」の件ですが、その「結核」の話、これにつきましては、若干違和感があるのではないかと感じる感覚は我々としてもわからないところではないのですけれども、結核というのは法令的な

扱いが少し違いまして、教育公務員特例法の中で、例えば休職期間を満3年まで延長できる。あるいは休職期間中の給与の全額を支給するといったことが書いてありまして、要は児童・生徒等に対する影響が非常に重大であるということで結核を事由とする休職というのは、ほかと違う扱いになっているというのは現状です。

ですので、この人数自体が減ってきているという現状はありますけれども、法令に基づいているほかと違う区分というものを踏まえまして、今回、同様の取り扱いをしてまいりたいと考えております。

それから 番の「精神疾病」等を設ける必要、これにつきましても、必要性あるいは社会の状況の変化という意味では、非常に理解はできるものです。

公立ですが、公立の小中高校等の教員の精神疾患につきまして、それによる休職者というのは、毎年度、文部科学省の学校基本調査でない、行政調査で把握をしておるという状況です。

このような現状がありますので、今後の調査の必要性については、検討していきたいと思っております。懸念点としましては、今でも、行政調査で言われている部分というのは、公立を対象にしているということで、比較的、しっかり数字が出していただきやすい状況があるということ。あるいは精神疾患という内容もかかわってくるのかと思っております。

一方、幼稚園につきましては、私立が非常に多いという状況もありますので、そういったことも勘案しながら、その調査の必要性について、検討していきたいと考えております。

それから、3番、4番をまとめて申し上げますと「介護休業」を取得している教職員につきましては、この介護休業の取得期間が非常に多様であるということ、あるいは育児休業と取得者数が少ないというのが現状であるということ、ほかの学校種における学校基本調査の調査票についても、現在のところは調査が行われていないということがありますので、必ずしも必要性は高くないと考えておりますけれども、これは、また、必要性というものがどれだけ出てくるかを踏まえながら、今後、考えていきたいと思っております。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、審査メモ9頁の「8 職員数」について、先ほどの教員数とも若干連動するかと思っておりますけれども、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

これは常勤職のみを把握することになっているのですね。

でも、これは近未来的には、それでは十分でなくなるという可能性があるとは思いますが、もしその現状に連動した実態把握ということになると、もしその部分がある程度大きくなったら変えなくてはいけないということになるかもしれないのですが、ここを変えるとすると、かなりの大手術になるかもしれませんので、現時点でそれは可能かどうかは、少し私としても判断には困るのですが、2点目については、やはりカテゴリーの問題ですので、教員とも併せて、少し整理票を作成していただくと大変助かります。

いかがですか。職員のところはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

白波瀬部会長 では、次の「9 休職等教員数」「10 産休代替等教職員数」について、御意見、御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

池本専門委員、お願いいたします。

池本専門委員 本当に細かなところで先ほどの結核の話は、やはり全体の中ですごく減っているということですが、どのくらい減っているかという数字も少しできればお伺いしたいです。

今、いろいろ調査を盛り込まなければいけないですので、本当に必要なのかなと、そこは1つ感じたところです。

あとは のところで、幼稚園は学校だといつも強調しておきながら、統計において幼稚園が外れているということがありまして、今回とは直接関係ないのですが、体罰で懲戒免職になったとか、わいせつの行為で退職するとか、そういうことも公立の小中学校では把握しているのに、幼稚園について統計を探したら、とられていないということがありました。実は幼稚園の子どもたちが被害に遭っている可能性もあるのに、その統計がないということにすごく驚いたところでして、やはりこうしたあまり見えていない問題について、この学校基本調査でやるかどうかは別なのですけれども、個人的にはぜひ検討していただきたいなと思っております。

白波瀬部会長 今の池本専門委員の質問と関連するのですけれども、具体的に何%該当する数値、現時点ではなくて、できましたら過去10年程度経年的にお示しいただけますでしょうか。

つまり、ずっと低いという現実がある中で、見直しが必要ないという理由にはなかなかならない。逆に申し上げますと、これ2番、3番、4番の御回答のところ、理由が現時点では少ないからというような理由がありながら、時系列的な踏襲性については、少なくとも踏襲するということではなかなか論理の整合性がありませんので、今後の社会的な変動を的確に受けるという点では、結核が重要でないとは全く申し上げませんが、カテゴリーを再考していただく場合に、もう少し説得力のある理由がいただけますと、こちらとしては承知するにしても承知しやすいと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 まず、とりあえずはいただいた御指摘を踏まえまして、人数の動きですとか、そういった資料は、今後、提出をしたいと思っております。

それから、全体に申し上げますと、御指摘はそのとおりと思われるところも正直ありますけれども、これはその法令なり、他の学校種との兼ね合いというものもあって、今までも残っているというところもあるかと思うので、その状況も考えつつ、ただ、社会的な今後の方向性としては、どちらに向いていくのというのは、多分、本当に御指摘の方向性だと思っておりますので、これについて、今後、改善していくということは、ぜひ留意してい

く必要があると思っております。

全てを、今回、反映していくということは、いろいろ予算の関係、その他いろいろありまして、すぐというお約束はできませんけれども、まさに御指摘は学校基本調査自体が何となく後れた調査みたいな印象を持たれないためのいわばアドバイスとして受けとめておりますので、そこは前向きに考えていきたいと思っております。

白波瀬部会長 この問題は貴調査だけではありませんので、共有するところはあるのですけれども、やはり子どものさまざまな問題については、将来を担う子どもということで、かなり重要なデータになり得ますので、その役割は大きくなっているという現実を少し直視していただいて、過去の踏襲ということになりますと、なかなか難しいということも理解できるのですが、少し再度御検討いただけますと、大変ありがたく存じます。

ほかに何かありますか。

池本専門委員。

池本専門委員 この件なのですけれども、職員数については男女別に把握していて、この休職等については、区別していない、恐らくほとんど女性でということなのだと思いますが、やはりこれから男性の保育者なども増えてきますし、国としても男性の育児休暇取得を勧める中で、きちんと男女別に把握把握するべきではないかなと思いました。

白波瀬部会長 ジェンダーにつきましては、かなり基本的な問題になってきますので、整合性の問題で、一緒にされればいいので、分けることができるという点では、すごい強みを発揮すると思っておりますので、やはり御検討いただけると大変よろしいのではないかと思います。

これはよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

白波瀬部会長 では、進みたいと思います。

それでは、審査メモの12頁(7)「11 学級別年齢別在園者数(1号認定及び2号認定)」から14頁(10)「その他」までについて、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、説明いたします。

審査メモの12頁を御覧いただければと思います。

まず、(7)「学級別年齢別在園者数(1号認定及び2号認定)」についてです。

こども園票には、満3歳以上の小学校就学前の子どもである1号及び2号認定の園児に関しまして、学級別、年齢別、入園時期等別の園児数を把握する設問を設けることとしております。

これにつきましては、これらの園児に対し教育を行うに当たっては、新幼保こども園の認可基準案において、まず、学級編成をするということ。それから、学級編成は年度の初日前日に同年齢の幼児での編成を原則とすることが規定されています。

このようなことを踏まえたものでありまして、こども園における教育サービスの提供状

況の実態把握、分析の上で有用なものと認められるものの、若干、さらなる検討が必要ではないかと考えております。

具体的には、13 頁の一番上「(論点)」に書いてありますけれども、これは本年度入園以外の園児につきましては、この新こども園の前身の施設へ入所した者を記入するのかどうかという点。それから仮に前身の施設に入所した者を記入する場合は、前身の施設は、必ずしも幼稚園だったとは限らず、教育サービスを受けていなかったというケースも考えられ、前身の施設を入所した者の人数から平均在園日数とか、そういったものを算出しても十分な活用ができないのではないかとということです。

それから、次は、13 頁(8)の「12 年齢別在園者数(3号認定)」についてであります。

こども園票につきましては、保育のみを行う満3歳未満の小学校就学前の子ども、いわゆる3号認定の子どもにつきまして、年齢別園児数を把握するための設問を設けることとしております。

これにつきましても、新幼保こども園における保育サービスの提供状況の実態把握といった上で有用なものと認められ、おおむね適当と考えられるものの、若干確認する必要があるのではないかとこの部分があります。

具体には、その確認事項に書いてあるとおり、年齢別に把握する理由というものと、この調査結果の具体的な活用といった部分であります。

それから、審査メモで続きまして14 頁に行っていただきまして、(9)「13 修了者数」についてであります。

こども園票では、調査時点の直近に新幼保こども園を修了した者の数を把握するための設問を設けることとしております。

これにつきましては、その新幼保こども園における教育・保育サービスの提供状況の実態把握等という意味では、有用なものと認められますが、これも若干さらなる検討が必要ではないかと考えております。

具体には、論点に記載しておりますとおり、平成27年調査においては、本調査事項では、平成27年3月修了者を把握することになるわけですがけれども、平成27年3月の時点では、まだ新幼保こども園ではない。つまり、前身の施設である。これは先ほどと同様ですが、その施設は、必ずしも幼稚園だったとは限らないということで、この修了者となると、教育サービスを受けている者と受けていない者が混在しているということが生じるのではないかと。こういうことでもいいのかどうかという問題。

仮に、そういったものを混在したままで把握することになると、例えば、小学校第1学年児童に占める小学校就学前に教育を受けた者の比率といったものとか、学校教育行政に必要なデータが得られなくなるのではないかとということです。

それから、その下「(10)その他(論点)」であります。

これは、新幼保こども園は、法の附則の規定に基づく経過措置ということで、認定こども

も園の法施行当初は、現行のこども園が移行するという形で設立されるケースが大部分であろうと思われますが、ただ、時間が経過していくとともに、例えば既存の幼稚園あるいは保育所、そういったところからこども園に移行するというケースも増えていくものと考えられるところです。

また、待機児童の解消といった点でいきますと、既存の保育所から新幼保こども園への移行状況とか、あるいはそれに伴う保育サービスの供給量の変化といったものの実態を的確に把握する必要があるのではないかといった観点で、新幼保こども園が設立された場合、その前身がどのような施設であったかということは重要な情報であると考えられるところです。

こうした点を踏まえまして、この新幼保こども園の前身の施設がある場合、その施設の種類、例えば幼稚園であったとか、保育所であったとか、そういった部分を把握するための調査事項を設ける必要があるのではないかということです。

私からの説明は以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 まず、我々が提出しました資料の4頁の上から申し上げますと、一番上の「11 学級別年齢別在園者数（1号認定及び2号認定）」のところです。

これにつきましては、前身の施設が幼稚園ではなかった場合、どうするのかということなのですが、今の調査項目案では「学級別学齢別在園者数」のところ、1号認定と2号認定の内訳を記載することとしています。

前身の施設において、幼稚園に在籍した者は、新幼保こども園の1号認定に区分され、保育所に在籍したものは2号認定に区分されると考えておりますので、把握したデータの連続性は担保されるであろうと考えております。

それから、その次の「12 年齢別在園者数（3号認定）」。

これにつきましては、まず、3号認定の子どもについては、年齢別の把握ということですが、これは3号認定区分の子どもの保育につきましては、年齢別配置基準を踏まえて、保育士の人数を把握する必要があります。

つまり、年齢別に必要な保育士数が変わってくるということで、それらの人的体制をしっかりと把握・分析するために、年齢別の在園者児童数、在園児数を把握することを考えています。

それから、次のページの「13 修了者数」についてですが、修了者の中に教育サービスを受けていた者と受けていない者が混在することが考えられるということについて、新幼保こども園に移行する前身の施設が幼稚園の場合には、今までも把握できていますので、その中で、当該施設の平成23年3月修了者は把握できます。

一方、前身の施設が保育所の場合、教育サービスを受けていたとカウントされないもの

ですから、修了者数は把握しないということになります。

ですので、修了者数を把握している者といない者という差が出てきますので、修了者は混在することはなく、教育行政の観点から必要なデータは引き続き得られるであろうと考えております。

それから「(10)その他」のところで新幼保こども園の前身の施設がある場合、当該施設の種類の把握するための調査事項を設ける必要があるのではないかと御指摘ですけれども、新幼保こども園の前身の施設類型についての把握というのは、確かに有用であると思っております。

ただ、それを学校基本調査でやるのがいいのかを検討しましたが、この現象は、移行した際に1回だけ行われるものであるもので、移行時に1回限り調査をするものを学校基本調査の項目に入れる必要はないのかなと考えました。

ですので、例えば、文部科学省と厚生労働省で共管で行っております「認定こども園認定件数調査」などの行政調査で把握をすることなど、当面の把握方法については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、審査メモ12頁の(7)「11 学級別年齢別在園者数(1号認定及び2号認定)」について、御意見や御質問のある方は、御発言ください。

宮里専門委員、よろしく願いいたします。

宮里専門委員 理解が十分ではないと思うので、教えていただきたいのですが、今の学級別年齢別在園者数と修了者数のところの両方に絡むのですけれども、こちらに保育所に在籍したものは2号認定に区分されるからカウントされるのですが、これは前身の施設の保育所に在籍したものは2号認定に区分されるという言葉と、修了者数とのところの前身の施設が保育所の場合は、教育サービスを受けていたものではないため、修了者数としては把握しないというこの言葉は、矛盾というか、修了者数として把握するということと、2号認定に区分するということは、どう違っていて、この意味が少しよく理解できなかったのですが、教えていただければと思います。

白波瀬部会長 文部科学省、どうぞ。

山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 まず今、現行の幼保連携型こども園にいらっやって、新幼保こども園に行く場合ですと、現行は幼稚園籍、保育所籍があるわけですから、それぞれの方が新幼保こども園にこの4月に入園するときに、施設が切りかわったので、全員を当年度入園としてしまいますと、データの連続性がおかしくなってしまうということがまず一つあります。全員、実際はもっと前から入園しているのですけれども、施設が切りかわったので、全員が27年4月に新入園となってしまう、入園者数が非常にいびつになってしまいます。それぞれ幼稚園、保育所にいらっやっての方は、恐らく一般的には新幼保こども園に来れば、幼稚園にいらっやっての方は1号認定になる。完

全に 100%ではなく、保護者の就労状況が変われば変わりますが、一般的には1号認定になります。また、保育所にいらっしゃった方は2号認定になります。

ですので、全くりセットして全員が4月入園ということではなくて、前身の施設が保育所の子どもが2号に入った場合は、2号の内訳の中で実際にいつ何歳のときに前身の施設に入園されたのかを記載してくださいという趣旨です。

修了者の方は今回で卒園される方ですので、毎年5月の時点で調査するときに前年度3月末の修了者を聞いておりますので、この新幼保こども園の調査票が行く園においては、当然、今年3月というのは、理論的には誰もいないということになってしまいますが、そのように取扱うことになると、幼稚園から移行してきた子どもの修了者数がとれないということになりますので、幼稚園調査票を使うのか新幼保連携型調査票を使うのかというやり方は別としましても、いずれにしても修了者は把握をしないと数が合わないということになります。

ただ、今まで社会福祉施設等調査の保育所票で調査されてきた方々は、調査票上は卒園者という項目を置いていらっしゃらないので、こちらで別途とらなくても、他のデータとの整合は問題ないであろうと考えています。少し分かりにくいのですが以上です。

白波瀬部会長 少し分かりにくいですね。

私の理解ではすごく単純なのですけれども、修了者は別に言えば、もう今までは踏襲していて、この修了者数の中は、すごく乱暴な言い方をすると、保育園の子たちはいないと思う内容ですね。

ですから、同じ調査の中で、対象者の非該当がやはり、この質問項目には、その要するに定義付けから言うと出てきて、ただその全体は何号何号何号というところで足し合わせたらよろしいということなので、今までどおりのカテゴリーを踏襲している部分、いわゆる新しく幼保一体化になっても、その事実は反映されていない質問項目と反映している質問項目が、同時に混在しているということなのです。

ですから、それは、逆に言うと、質問を答える人に分かるようにしてもらわないと何かまるで一体化になったのに、我々はどこということに逆に言えばなると思うのです。

統計を作るものは、今まで「修了」という言葉自体が幼稚園というか、文部科学省ラインということなのですけれども、そこからやはり外れた感を持たせるのはよくないと思うのです。そこをどう連携していくのかというのは、少し考えどころかなと思うのですけれども、少なくとも、答える側に分かるようにしないといけないかなとは少し感じたのです。

どうですか。

山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 誤解が生じるおそれのある問いについては、「記入の手引」という非常に詳細な記入要領をつくっております。修了者数の初年度はそういった混乱があり得ますので、特に丁寧に解説、説明するようにしたいと思います。

白波瀬部会長 ですから、できましたら、その資料を添付していただけるとありがたい

かなと思うのです。

黒澤委員。

黒澤委員 本当に分かりにくくて、ぜひ分かりやすいそういった利用の手引きを準備していただきたいのと、それから、今のお話ですと、学級別、年齢別、在園者数というのは、その前身の施設が保育園であろうが、幼稚園であろうが、前からいた人はみんな分かるわけですよ。

そうすると、逆にその5歳児とか4歳児とか3歳児、つまり過去に入園した人たちが、2号がいるということであれば、それは保育園であったということの1つの識別項目になる。

だとすれば、その他の論点のところ、その前身の施設の種類を新たに項目として設けなくても、過去に入った子どもたちの種類がゼロかそうでないかということで、完全に識別することというのは可能なのでしょうか。それともそれはやはりできないのですか。

山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 幼稚園か保育所かは識別できると思いますけれども、前身の施設が認可外とかいろいろな形態を考えた場合には、十分な把握は難しいかもしれません。

白波瀬部会長 次の論点は、そこまで詳しい情報をこの学校基本調査で入れ込むかという根本的な話にはなってくると思うのですが、少なくとも、やはり今日一連の議論を聞いていると、カテゴリーですね。

どうもその整理が必要な感じがするのです。

実は、ここの指摘にもあったように、前身、どういうところにいたかという情報自体は非常に重要なのですが、そこまでフローの質問項目をこの時点で入れるというのは、多分、難しいかもしれないという印象を個人的には持っているのですが、それが難しいとしても、完全なポールでないにしても、やはり何か1つすこーんと入れるようなものが1号、2号、3号ということで設定されているみたいなのですが、あれば、もう少しいいかなという感想は持ったのです。

井上専門委員、何かありますか。

井上専門委員 私は幼稚園のことにつきましては、あまり専門でないのですが、今、お話を伺っていて修了者につきましては、これまで幼稚園に入ったものの修了者と私は詳しくは分かりません。この字に書いているとおり、理解しておるのです。それで人数につきましては、こども園の関係で入れる。修了者につきましては、私の理解が間違っているか分かりませんが、幼稚園修了者のみ書くと私は理解したのです。

そうしましたら、この修了者の実績について、この5月1日現在で調査をするということですから、幼稚園教育というのは、3歳、4歳、5歳ですかね。

そうやってきたら、過去に入ったもの、来年、再来年についても、幼稚園修了者につきましては、それはデータが出てきます。ただ、そうしたら来年からの修了者というのは、過去は保育所ということは、保育ですから修了者にならないとなっているのですが、

この4月からこども園になったときは、考え方を一緒にするとした場合については、来年の修了者の取り扱いはどうなるのだろうか。そう私は疑問を持ちました。そのやり方というのが、私の頭が間違っているか分かりません。

白波瀬部会長 そのあたり、どうですか。

御説明をお願いします。

山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 来年というのは、28年の調査ということですね。そのときは、新幼保こども園が27年から立ち上げた施設であれば、そのこども園に在籍する5歳児が基本的には修了しますので、そのときには、もう幼稚園籍、保育所籍という問題はないと思っております。

井上専門委員 ということは、26年5月1日現在の修了者というのは、幼稚園修了者のみということですね。

山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 厳密に言いますと、27年の調査票の修了者は、その新幼保こども園の修了者ではないのです。その前身の幼稚園の修了者ということになってしまいますね。

今、幼稚園調査票で毎年修了者をとっているのですが、幼稚園から新幼保こども園に移行した年だけ、修了者がどちらからもとれなくなってしまうことは困るので、イレギュラーですが、初年度だけそういう形でとる方向で考えています。少し分かりにくくて非常に恐縮です。

黒澤委員 でも、今、おっしゃったことを最後のその他の論点と少し絡ませると、つまり、新幼保になって1年だけその教育サービスを受けたのか、2年受けたのか、3年間受けたのかということは、今の段階ではわかりませんよね。その前身の施設がどうであったかというのは、こちらの論点の回答の15ページでは「移行時に1回限り調査すれば」と書いてありますけれども、今、申し上げたようなことをするためには、1回限りではなくて。

白波瀬部会長 そうなのですよ。

黒澤委員 もう少し過去の。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

黒澤委員 済みません。次に行ってしまうて。

白波瀬部会長 いえ、その今、伝統的にすごく。

黒澤委員 今の関連で。

白波瀬部会長 そうなのです。

多分、これはすごく簡単な図なのですけれども、やはりフローを書いてもらって、そしてこれがオーケー、ここは入る、ここは外れるみたいな図があると、何かとてもいいような気がするのですけれども、その中ででは問題がどこで、カテゴリーとして、どういう特例がこの調査の中で必要なのかというのが、再確認できるような気がするのです。

それほど難しいものではないので、いつこの制度が入って、その対象になって、今まで

幼稚園、保育園の中の子どもがどう移行してくるのかというのが見えると。

済みませんね。宿題が多過ぎてしまって、何か少し大変申しわけないのですが、やはりそれとカテゴリーとを合わせると、この質問項目が妥当であるのか、現時点ではそれほどの大手術は難しいのかということが、やはり少ししっかり見えてくるような気がするのです。

ですから、少しその移行期の話で、どういう子どもたちがブラックフォースというか、スポットになってしまうのかというのは、少し再確認させていただけると大変ありがたいと思います。

済みません。今、言ったことは五月雨式に言っているのですが、どういう資料を最終的に出してもらおうのかというのは、少し事務局の方とも相談をして、できるだけ簡潔に取りまとめて依頼するようにしますが、一応、それはすごく基本的な情報のような気がしますので、お手数ですが、よろしく願いいたします。

今、もう「その他」の方に入っていますけれども、御議論がありましたら、よろしくお願い致します。

池本専門委員 先ほどの修了者数の統計については、私のイメージでは、幼稚園を修了した人という、そういう概念でそんなに厳格にやっていたのかというのが、少し驚きました。うちの子は保育園に行っているのですが、教育を受けていないというような感じで、今、指導要領の方では、保育所も幼稚園と同じように教育をしているという前提でなかったかと思ひまして、そこを何か厳密に分けるといふことに、少し個人的には違和感がありました。なぜ幼稚園のところを継続して統計をとるようにしなければいけないのかなというのが、違和感がありまして、要するに、小学校に入る前の子はどこに行っていたかということ、分類すべきことかなと。自分も混乱してしまっているのですが、幼稚園に行っていた子、幼保連携型認定こども園から来た子、保育園から来た子という何かその分類さえできればよくて、教育を受けていたか、保育園にいたかにこだわるのがよくわからなかったのです。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

池本専門委員の御意見は、ある意味で本音というか、大変重要なポイントだと思うのですが、現在、ここでは学校基本調査という1つの統計を審議しておりまして、保育園に送っていた母親としては、少し不慣れなというか、どうしてみたいな感じをお受けになると思うのですが、少しその意思是横に置いていただきまして、一応、本当はそういうものは関係ないような幼保一体の設定になるのが一番よろしいのですが、やっところまでたどり着いたということで、今の御意見につきましては、非常に基本的なところではあるのですが、こちらで受け取らせていただきたいと思います。

そのほかどうでしょうか、よろしいでしょうか。

では、ありがとうございます。

次に進めさせていただきたいと思ひます。

それでは、審査メモの15頁の3、調査事項変更の(1)「学校施設調査票(高等学校等)」と、27頁の7、新幼保こども園を対象とするほかの統計調査との関係について、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、説明いたします。

審査メモの15頁を御覧いただければと思います。

3の「(1)学校施設調査票(高等学校等)」の変更ということで、施設調査票中の学校種別欄の選択肢に「幼保連携型認定こども園」を追加することとしております。

これは、新幼保こども園の創設に伴いまして、他の学校種と同様、学校教育行政に必要な基本的な事項ということで、新幼保こども園の施設の概要を把握する必要があるといったことから、学校施設調査票の調査対象に新幼保こども園を加える必要があることによるものです。

これにつきましては、こども園の施設の実態把握等に有用ということではありますけれども、さらなる検討が必要ではないかと考えております。

これは後ほど、新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係の部分で、少し合わせて説明をいたします。

1枚おめくりいただきまして、16頁であります。

「イ 私立幼稚園の設置者種別への新幼保こども園の追加等」で、表中の「7 私立幼稚園の設置者別」という事項につきまして、その調査事項名を「7 私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園の設置者別」に変更するとともに、社会福祉法人が新幼保こども園の設置者となり得るということで、選択肢に「2 社会福祉法人立」を追加することとしております。

これもこども園の施設の実態把握等には有用ではありますが、中ほどの「(論点)」に書いてありますとおり、そもそも新幼保こども園の設置者の種別につきましては、今回、新設する学校調査票の方で把握することとされており、これとは別に施設調査票でも改めて当該種別を把握する理由は何かということについて、確認、検討が必要であると考えております。

それから、審査メモの27頁を御覧いただければと思います。

こちらは「7 新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係」についてであります。新幼保こども園は、初めにも説明いたしましたが、教育と保育を制度的に一体として提供する施設であるということで、学校であると同時に児童福祉施設の性格も有しており、こうした児童福祉施設につきましては、厚生労働省が一般統計調査として実施している社会福祉施設等調査の調査対象にもなるということです。

したがって、平成27年以降、毎年、学校基本調査において、5月1日現在における新幼保こども園の教職員数や在園者数の実態が調査されることになる一方、厚生労働省が実施する社会福祉施設等調査においても、同一年の10月1日現在における新幼保こども園への職員体制、利用者数等が調査されることになるということです。

今、申し上げたとおり、調査期日が学校基本調査は5月1日現在であるのに対しまして、社会福祉施設等調査は10月1日現在であり、調査期日が異なるということで、両省においては、このような調査期日の相違という部分から、例えば、他の学校及び施設等の比較・分析あるいは制度改正前後における従来データとの比較検証、その他関係事務等々の問題があり、どちら一方の期日に合わせるとするのは難しいということです。

しかしながら、報告者が2つの調査に回答しなければいけないということで、その際の負担軽減策も検討する必要があるのではないかと考えます。

具体的には、27頁の真下の「(論点)」に書いてありますとおり、3点の面から考える必要があるのではないかと考えます。

まず、1点目として「教員数(従事者数)」という部分がありますけれども、学校調査票で把握される新幼保こども園の保育関係教員あるいは職員、それと社会福祉施設等調査で把握されることが考えられる保育士。考えられるというのは、実は平成27年の社会福祉施設等調査は、まだ調査事項が完全に固まっておられません。

ただ、調査目的あるいは過去の調査事項からそういったものが考えられるであろうということで考えられるという言い方をしております。

そうすることで、両調査の関係というのは、そういった教員数等の面でどういうことになるのか。

それから、28頁に行きまして、2つ目として「在園者数(在所児数)」についてであります。

この部分についても、学校調査票で把握されるこども園の在園者数のうち、2号認定、3号認定、いわゆる保育を必要とする園児の部分の人数、それから、社会福祉施設等調査で把握されることが考えられる在所児数との関係はどういったことになるのか。

それから3点目としては「建物の状況」ということで、施設調査票で把握される新幼保こども園の建物面積といったものと、社会福祉施設等調査で把握されることが考えられる建築延べ面積といったものの関係、そういった両調査における類似的な事項の関係がどういったことになるのか。それを踏まえて、例えば、一方の調査で他方を代替する余地があるのかどうか、そういったところを検討する必要があるのではないかとということです。

私からの説明は以上であります。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

本件につきましては、文部科学省に加え、厚生労働省も関係してきますので、両省より論点に対する回答をお願いいたします。

それでは、文部科学省から審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 では、資料3-2の6頁から説明申し上げます。

1つ目のアの部分とイの部分は、まとめて説明申し上げますと、学校施設調査票で改めて当該種別を把握する必要がある理由は何かというのがポイントかと思っておりますけれども、

学校施設調査票で改めて、当該種別を把握する理由は何かというのがポイントかと思えますけれども、学校基本調査では、その内訳としては、学校調査、卒業後の状況調査、学校施設調査云々と、いろいろな調査票データがありますが、それが独立した形となっております。

それが一番いいのは確かにどこかに記入したらそれが全部リンクして、ぱっと行くというのが一番いいのかもしれませんが、それはその費用考えると、非常に膨大な金額がかかるであろうということは考えられます。

そういったこともありまして、改めて当該種別を把握するというのは、せざるを得ないかなと思っておりますけれども、ただ、これは1回だけ記入をしていただければ、次の年度の調査からは、その前年に記入したものに基づくプレプリントという形で書いてありますので、ずっと続くものではないということを考えまして、これはどちらがいいかと言ったら、こちらでやっていただくということをお願いしたいと考えております。

それから、次の他の統計調査との関連で、要するに内容としては、教員数であるとか、在園者数とかのデータを移送してはどうかということであると思えます。

そこについてですけれども、まず、教員数と在園者数につきましては、今、両調査、文部科学省、厚生労働省の調査期日が5月1日と10月1日で異なるということで、どうしても差が出てきてしまいます。

ただ、これですっとその両調査がそれぞれの理由に基づきまして、調査をやってきておりまして、これはどちらかのデータに統一するという形になりますと、両調査の時系列的比較というものが不都合を生じることになってしまうと思っております。

これがまた、更に記入するということは非常に大きな負担になるということであるかどうかという観点ですが、教員数や在園者数などの人数のデータというのは、現場では当然に、多分、調べるということもなく、現状何人ということは把握できているデータであると思えますので、大きな報告者負担になるということはないのではないかと考えております。

ですので、我々としましては、この学校教育調査と社会福祉施設調査のそれぞれで把握するという形をとらせていただきたいと思います。今後、現場の方で報告者の負担が大きいということであるかどうかも含めて、そのようなニーズにつきましては、引き続き検討をしていきたいと思っております。

一方で、最後の3番の「建物の状況」につきまして、これのデータの移送ということですが、これにつきましては、実際に一部に類似した調査項目もありますし、人数と違って、多分、5月と10月で大きな変化というのはあまりないであろうというのは考えられるところです。

ですので、仮に一方の調査で他方の調査を代替する場合には、どのような形での調査項目にするのがいいのかと、それが今の時世として正しいというか、適当であるかどうかといったことについての検討をしていきたいと思っております。

その際、やはり現場の声も聞きながら、あるいは関係団体の声も聞きながら、負担にならないように、かつ効率的、効果的な内容にしたいと思っておりますので、そのような見直しは進めていきたいと思っております。

それは、少し時間がかかるかと思っておりますので、当分の間は、今のような形でいきたいと思っておりますけれども、データの移送ないしは一部の項目をそろえる、組み込んでいくといったような、そういったことの可能性につきましては、今後、引き続き両省で検討していきたいと考えております。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、次に、厚生労働省から説明をお願いいたします。

稼農厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課社会統計室長 厚生労働省です。

資料3 - 3という1枚紙です。

説明いたします。

1ページ目の下のところです。

先ほど、文部科学省から御説明もありましたが、特に保育について申しますと、1行目ですが、当然、年度当初以降、入所児童数が徐々に増加するという特徴がありまして、それに伴って、職員数も増加するというのがこの保育の特徴となっています。

さらに言いますと、入所時点の児童の満年齢と入所児童数に応じて職員の配置基準というものが決められていますが、これには常勤換算の概念があります。こういうこともありまして、これまで社会福祉施設等調査の中の保育所調査の中で、10月1日時点における在所児童数や職員数及びその常勤換算を一連として「保育」全体の実態把握を行ってきたところです。

今回、新たな制度というか、制度改正の前後において、当然、継続的に行ってきた従来の数値との比較検証あるいは新たな制度下における施設の実態把握をする必要があるので、「保育」機能部分につきましては、幅広な調査事項による調査実施も視野に入れつつ、引き続き行う必要があると考えております。

もちろん、職員の名称変更など、新制度の対応につきましては、これから調査票を固めていく段階で検討していきます。

「なお」以下は、実際、どういうところで使われているかということですが、御案内のとおり、政府が「待機児童解消加速化プラン」等において、保育士確保に向けたメッセージを発信しておりますが、このようなものの必要保育士数等の推計等につきましては、社会福祉施設等調査で把握する常勤、非常勤を含めた保育士数を用いているということです。

下の「更に」のところは、都道府県の計画等においての見込み数の算出にも使われているということを書いております。

「なお」書きのところですが、データの移送ということがありましたが、我々、24年か

ら各自治体から提供を受ける調査対象に関する情報を「基本票調査」ということで把握して公表しております。この両調査、5月と10月ということと、公表の時期とかも違いますので、例えば、名簿情報のデータ移送に当たっては、この我々がこれまでやってきたものと調査実務の流れとの関係等を踏まえて、まずは検証を行う必要があるかなと考えております。

最後です。3番目、建物の状況につきましてですが、我々社会福祉施設等調査においては、3年周期で実施する精密年で建物の状況を把握しております。

例えば、お手元に席上配布資料として24年調査の調査票がありますが、これを見ていただきますと、建物の状況というものを3年に1度とっております。この中で、例えば建築延べ面積というものがありますが、これについては学校基本調査と調査日はもちろんこれは10月で違うのですが、5月現在と10月現在で、施設自体、そんなに変化が大きいとは思われませんので、調査対象の負担軽減という観点を考慮して、今後、検討できればと考えております。

以上です。

白波瀬部会長 補足説明ありがとうございました。

今日は学校基本調査なのですけれども、幼保一体ということで、両省と関連があるということで、厚生労働省からも、御説明がありました。

では、審査メモ15頁の「(1)学校施設調査票(高等学校等)」の「ア 学校種別への新幼保こども園の追加」については「7 新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係」のところ議論することといたします。

審査メモ16頁の「イ 私立幼稚園の設置者種別への新幼保こども園の追加等」について、御意見や御質問のある方は、御発言ください。

この点につきまして、何かありますでしょうか。

特にありませんか。

(「異議なし」と声あり)

白波瀬部会長 では、他の統計調査との関係ということなのですけれども、審査メモ27頁です。

この点について、御意見、御質問のある方は御発言をお願いいたします。

データ共有ということで、同じ府省内の異なる調査間でのデータ共有ということ自体も、かなり理論的には簡単なようなのですけれども、実際にはなかなか負荷がかかるということにはなりますが、御自由に御意見をいただければと思います。

宮里専門委員、お願いいたします。

宮里専門委員 感想のようになってしましますが、この現在の進みぐあいは、ここで、今、御報告されたとおり、できる限りのところを施設についてということのお話などが大変よく理解できました。

今回、このような委員をさせていただいて、保育所の調査票をこのように見せていただ

くことが幼稚園に長く勤務しておりましたが、逆にやはりそこだけにいると知ることがないということを確認して、よい機会をいただきました。逆に言えば、学校基本調査の方は、幼小中高というか、そちら側と合わせていく中では、先ほどから常勤、非常勤の分けを入れないというあたり、そこは仕方がないのかなと考えながらも、幼児期の教育というのが、それ以降の例えば大学等に比べましたら、大変小規模でそして予算もない中で、実際のところは非常勤でやるのが支えているという実数は、今後、どこで把握されるのだろう、別な形で把握される必要があるだろうと思いつながら、この違いがそのまま残りながらスタートしていくというのが現状だと思いつながら、この保育所の調査票から教えられることというのをもう一度確認したほうがいいのではないかなと思ったところです。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

井上専門委員、何かありますか。

井上専門委員 いえ。

白波瀬部会長 ありませんか。

井上専門委員 はい。

白波瀬部会長 池本専門委員、どうですか。

大丈夫ですか。

池本専門委員 はい。

白波瀬部会長 黒澤委員、どうでしょうか。

黒澤委員 今の宮里専門委員の意見に本当に賛成で、回答者の負担を軽減するということもとても大事なのですけれども、やはり、ほかの統計調査との関係という観点から見ると、我々が政策論議するときには、従来型の保育園この新しい幼保、そして幼稚園と、今後は、教育とともに保育を担っていくのがこれら3つの機関だと思うので、やはり非常勤、常勤共に、マンパワーとしてどのくらいどういったヒューマンリソースがそこに投入されているのかというのは、整合的に3つの機関についてとっていく必要はますます増すに違いはないと思います。ですから、幼稚園が今までとっていなかったから、幼保ではとりませんではなくて、これからは幼稚園でさえもそういったものとはとる必要があるし、それを保育園だけではなく、新しい幼保でも、そして幼稚園でも、今後はとれるような体制にぜひなっていたきたい。今回やらなければいけないということではないのですが、今後は、ぜひそういったことも念頭に入れていただければと思います。

白波瀬部会長 大変生産的な御意見をありがとうございます。

私もこの時点では、他の調査との一見同じだからと言って、データをシェアすることは、恐らく少し難しいであろうと。

ただ、これを機会に、今まで学校基本調査の中では考えてこなかった視点というのが出てきましたし、実はそのこと自体、学校教育を考える上でも、決して見落とすことができないという事実が出てきました。

社会福祉施設という観点からのみ見ていた保育園ということも、実は子どもの教育、福

祉、保育ということになりますと、本当は同じであるべきというわけですので、今回につきましては、御努力いただけるということで、施設についての情報共有は恐らくできるのではないかと文部科学省も、厚生労働省も今日は補助的な立場で御意見をいただいたのですけれども、両者の歩み寄りがありますので、これについては積極的に進めたいというように、審議を進めていただきたいと思いますけれども、他の調査との突合については、少し状況を見て、次回、また検討ということで進めさせていただきたいと思います。

時間が4時まででしたけれども、8分ほど過ぎてしまいました。本日の審議はここまでといたします。

本日の審議の中で整理していただく事項、また用意していただく資料として多くのものが挙がりました。宮里専門委員からも常勤、非常勤のお話もありましたし、この点については、ぜひ積極的に御検討をいただきたいと思います。

制度自体が移行になりますと、肝心の、どの子どもがという、子ども自体の実態がスポットになって見えなくなるとは本末転倒ですので、その全体の移行期とカテゴリーの整合性につきまして、必要でありましたら、厚生労働省との協議も含めまして、次回、文部科学省から資料を提示していただきたいと思いますと考えております。

また、次回の部会では、本日の審議予定で、積み残しになりました部分や、既存の調査票における調査事項の変更、「今後の課題」への対応状況及び基幹統計の名称の変更について、審議を行うこととしております。

それでは、次回の部会について、事務局から連絡をお願いいたします。

宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会は、6月9日月曜日、15時から、本日と同じこの会議室で開催いたします。

本日の冒頭でもお話ししましたが、集計表につきましては、御意見、御質問等があります場合には、次回の部会において、審議に必要な資料等を御用意いたしますので、6月2日までにメール等により、事務局に御連絡をお願いいたします。

それから、本日、お配りしている資料ですが、委員、専門委員の皆様におかれましては、必要なもののみお持ち帰りになり、その他はそのまま机の上に残していただいて結構です。

私どもで保管いたしまして、次回部会席上に再度御用意いたします。

なお、お持ち帰りいただいた資料は、次回も使いますので、必ず、次回の部会に持参していただきますようお願いいたします。

以上です。

白波瀬部会長 部会の結果概要につきまして、事務局からメールにて御照会いたしますので、御対応方をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。

ありがとうございました。